

令和 7 年 2 月 6 日
世 田 谷 保 健 所
健 康 推 進 課

「出産・子育て応援交付金」の法制化に伴う「出産・子育て応援事業」の再構築について

1 主旨

区では、妊娠から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、ニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実と妊婦・子育て世帯等への経済的支援を、国の仕組みや都の広域連携事業を活用し、出産・子育て応援事業として一体的に実施してきた。

今般、国が、「出産・子育て応援交付金」を子ども・子育て支援法に基づく「妊婦のための支援給付」として法制化したことから、区として、「出産・子育て応援事業」の再構築を図る。

2 国が示す出産・子育て応援交付金の法制化の概要

別紙 1 のとおり

3 出産・子育て応援事業の再構築

(1) 経済的支援

令和 7 年 4 月 1 日以降に、給付申請を行い、区が認定した妊婦から、出産・子育て応援ギフトの支給から、妊婦のための支援給付による支援に移行する。

	令和6年度に出産した場合	令和6年度に妊娠し、令和7年度に出産した場合	令和7年度に妊娠・出産した場合
妊娠届出 (届出日)	区【出産応援ギフト】 5万円相当 (都ギフトカード)	区【出産応援ギフト】 5万円相当 (都ギフトカード)	区【妊婦のための支援給付 (1回目)】 5万円 (現金)
出産 (出生日)	10万円相当 (都ギフトカード (1枚)) ※区応援ギフト5万円相当 + 都上乗せ分5万円相当 区【子育て応援ギフト】 5万円相当 (都ギフトカード) 都【東京都出産・子育て応援事業】 5万円相当 (都ギフトカード)	区【妊婦のための支援給付 (2回目)】 5万円 (現金) ※流産・死産等を含む	区【妊婦のための支援給付 (2回目)】 5万円 (現金) ※流産・死産等を含む
	合計 15万円相当	合計 10万円	合計 10万円
		+	+
		都単独実施事業【赤ちゃんファーストギフト】 10万円相当 (都ギフトカード)	
			合計 20万円相当

※都単独実施事業【赤ちゃんファーストギフト】は、予算・事業実施とも、東京都独自で対応。

(出産後の子育て応援ギフト上乗せ5万円相当の、東京都予算・市区町村による都広域連携事業の活用による実施から変更)

※出産・子育て応援ギフト(経過措置)を含む具体的なケースは、別紙 2 のとおり

(2) 相談支援(面談)との一体的実施

児童福祉法に基づく妊婦等包括相談支援事業については、これまでの伴走型相談支援を継続実施する。なお、面談時に給付にかかる申請案内を手交し、妊産婦が、面談後に即時申請可能とすることで、事業効果と利便性の向上を図る。

【手交タイミング】

- ・妊娠届出時の面談（妊娠期面接）：1回目の給付に係る申請案内を手交
- ・出産後の面談（乳児期家庭訪問）：2回目の給付に係る申請案内を手交

4 事務経費

(1) 令和6年度 17,311千円

申請支給管理システム改修等 ※情報関連予算対応予定

(国) 出産・子育て応援交付金 補助率 10/10、補助基準額 10,000 千円

(2) 令和7年度 687,723千円

内訳	予算額 (千円)	補助率	【参考】令和6年度	
			予算現額 (千円)	補助率
妊婦のための支援給付 (出産・子育て応援ギフト経過措置含)	619,419	(国) 10/10	586,503	(国) 2/3 (都) 1/3 ※1
事業運営委託	68,304	(国) 10/10 ※2	55,727	(国) 10/10 ※3

※1：都継ぎ足し補助 1/6 含 ※2：補助基準額をこども家庭庁が今後設定予定 ※3：補助基準額有

5 事業実施体制

出産・子育て応援ギフトは、令和5年3月1日より、妊娠時・出産時にギフトカード等を妊婦及び子どもの養育者に支給することを目的に、支給管理システム、コールセンターの運営、対象者への申請書類等の送付など、一体的に事業者委託で実施している。

令和5年度以降は、東京都広域連携事業を活用した子育て支援用品に換品可能なギフトカードで支給しているが、妊婦のための支援給付への移行後も、令和6年度迄の対象者に対する支給事務を一定期間継続するため、今般の法制化への対応に向け、申請支給管理システム改修等の対応を現行委託事業者へ委託し、実施体制を整備する。

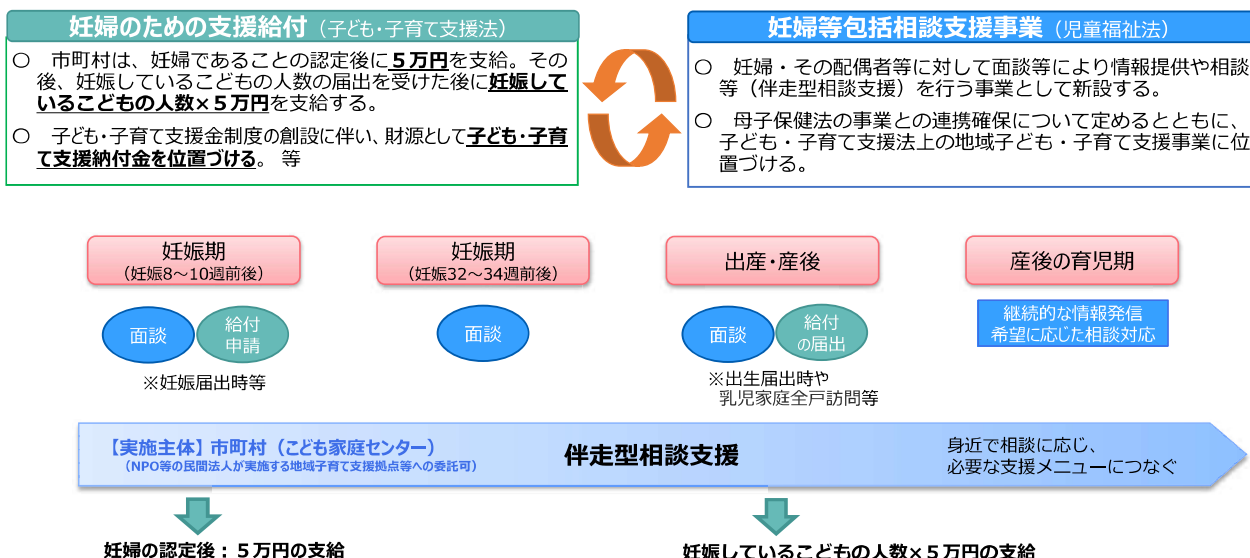
6 周知方法

出産のタイミングによって、支給方法やその時点で支給される相当額に変更が生じることから、支給対象者に対する面談時（妊娠期面接・乳児期家庭訪問）での案内や区ホームページ、SNS等で周知を行っていく。

7 今後のスケジュール（予定）

令和7年 2月以降 令和7年度事業開始に向けた調整
4月1日 事業開始

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、子ども・子育て支援法に**妊婦のための支援給付を創設**するとともに、児童福祉法に**妊婦等包括相談支援事業を創設**し、市町村は、**妊婦のための支援給付を行うに当たっては、妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて行う**ことを子ども・子育て支援法に規定。



新旧比較と留意点（主なもの）

制度区分	項目	制度化後	現行制度	留意点
妊婦のための支援給付	名称	妊婦のための支援給付	出産・子育て応援給付金	
	根拠	子ども・子育て支援法第10条の2	予算事業（実施要綱）	
	給付額の算定基礎	妊娠している者及び妊娠しているこどもの数（流産・死産等も含む）	妊娠の届出をした妊婦及び出生した児童数	新たに流産等が給付対象になるため、妊娠していたこどもの数の事実確認が必要
	給付対象者	妊婦給付認定者	妊婦及び養育者	
	認定・給付要件等	・日本国内に住所を有する者（国籍は問わない） ・給付に面談条件はなし	・日本国内に住所を有する者（国籍は問わない） ・支給には面談が必須	・居住実態ではなく住民票所在市町村が認定 ・法定給付は効果的に面談と組み合わせることを法に規定
	国から市町村への支出根拠	妊婦のための支援給付交付金交付要綱（仮）及び同給付費補助金交付要綱（仮）	出産・子育て応援交付金交付要綱及び伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱	・制度化後は国から給付費の全額を交付 ・事務費は、給付費とは別に補助金を交付
妊婦等包括相談支援事業	名称	妊婦等包括相談支援事業	伴走型相談支援事業	
	根拠	児童福祉法第6条の3第22項	予算事業（実施要綱）	
	面談対象者	妊産婦及びその配偶者等	妊産婦及び養育者	
	面談回数	法律上に回数の定めなし（省令に面談時期を規定）	3回（2回目アンケート可）	今後示すガイドラインを参考に、最低限、現行の伴走型相談支援と同水準の対応が必要。
	国から市町村への支出根拠	子ども・子育て支援交付金交付要綱及び利用者支援事業実施要綱	出産・子育て応援交付金交付要綱及び伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱	事業費は、利用者支援事業として補助

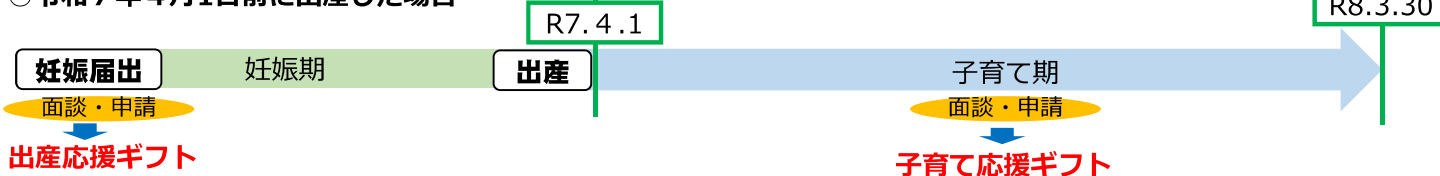
別紙2

こどもまんなか

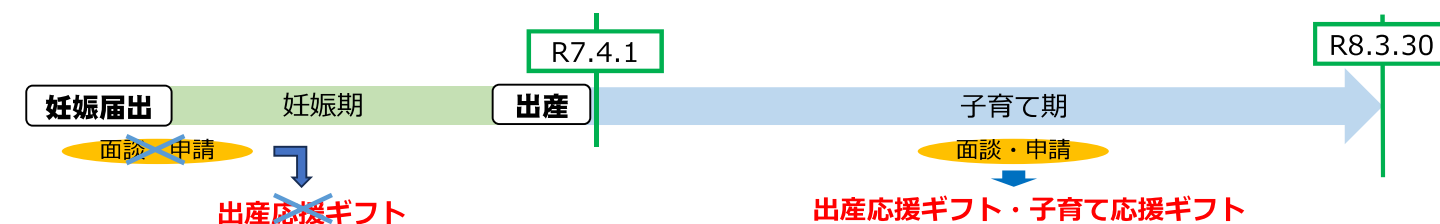
こども家庭庁 出産・子育て応援給付金（経過措置）及び妊婦のための支援給付の支給のパターン①

- 令和7年3月31日以前に出産された方は、「**出産・子育て応援給付金（出産・子育て応援ギフト）**」を支給
 ○ 令和7年4月1日以降に出産された方は、「**妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金）**」を支給
 →妊婦のための支援給付の施行日である令和7年4月1日時点で妊婦であるか否かで「出産・子育て応援給付金」か「妊婦のための支援給付」で支給するか異なる。

○令和7年4月1日前に出産した場合



- ・ 令和7年4月1日前に出産した方は妊婦のための支援給付の対象とならないことから、子育て応援ギフトにより支給
- ・ 申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情がある場合であっても、申請期限は令和8年3月30日まで



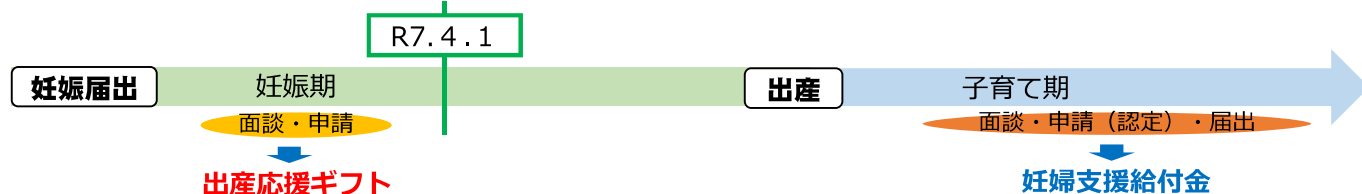
- ・ 災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情がある場合において、令和6年度までに出産応援ギフトを支給していない場合には、子育て応援ギフトと併せて出産応援ギフトも支給して差し支えない。

15

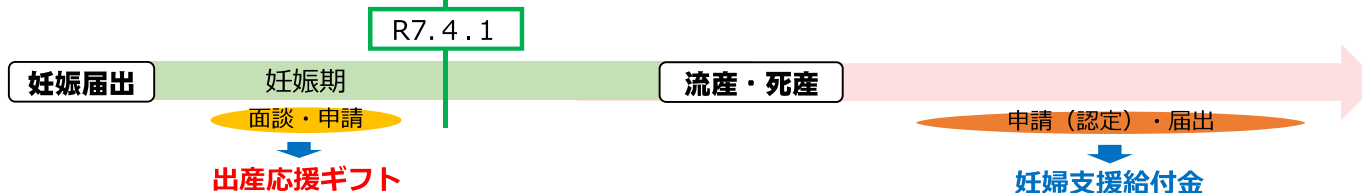
こどもまんなか

こども家庭庁 出産・子育て応援給付金（経過措置）及び妊婦のための支援給付の支給のパターン②

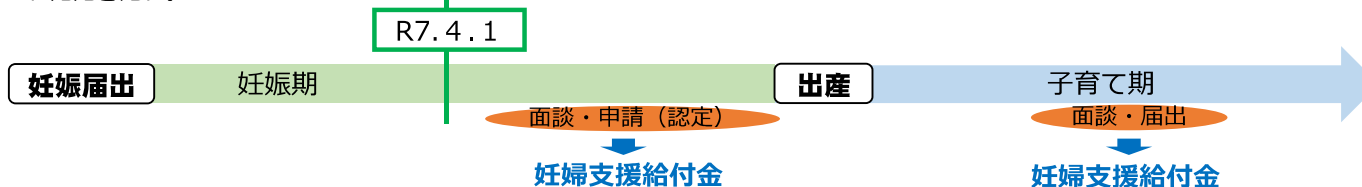
○令和7年4月1日以降に出産した場合



- ・ 令和7年4月1日前に妊娠届出をして出産応援ギフトを支給した妊婦が4月1日以降に出産した場合、妊婦給付認定の申請及び胎児の数の届出後、妊婦支援給付金を支給。



- ・ 令和7年4月1日前に妊娠届出をして出産応援ギフトを支給した妊婦が、4月1日以降に流産・死産した場合、妊婦給付認定の申請及び胎児の数の届出後、妊婦支援給付金を支給。その際、心理社会的支援等に係る相談窓口やピアサポートの案内、産後ケア事業・産婦健診や妊娠12週を超えている場合は出産育児一時金等の対象になることの案内など、きめ細やかな配慮を行っていただきたい。



- ・ 令和7年4月1日前に妊娠届出をしたが、申請が4月1日以降の場合は、妊婦支援給付金の認定の申請後、妊婦支援給付金で対応。

16